

遊佐町教育委員会から「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」が示されました！

平成31年4月12日の遊佐町教育委員会会議において、「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」が議決されました。これから2023年4月1日からの統合新小学校の開校に向けて準備を進めていきます。

これから統合
新小学校の開校
に向けて準備を
進めていきます。
5月16日に説
明会も行います。
詳しくは裏面を
見てください
ね！



.....

遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針

平成31年4月12日
遊佐町教育委員会

平成31年3月6日に遊佐町立学校適正整備審議会から、「遊佐町立小学校適正整備」に関する最終答申がなされました。遊佐町教育委員会は同審議会の答申を踏まえ、「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」を下記のとおり定めます。

記

1. 遊佐町立小学校に関する基本的な考え方
 - (1) 遊佐町立小学校においては、各学年が2～3学級規模となるよう1校に統合し、2023（平成35）年4月1日に新小学校を開校する。
 - (2) 新小学校の設置場所は、遊佐町吉出字和田13番地（現遊佐

小学校)とする。

- (3) 新小学校の開校までの間、複式学級設置校の学校運営に対し必要な支援策を講じる。

2. 新小学校の整備に関する具体的な考え方

- (1) 新小学校開校に向けて「(仮称)遊佐町立小学校新校開校準備委員会」を設立し、具体的な整備のあり方を協議する。その結果を踏まえて、遊佐町教育委員会において、具体的な整備のあり方を決定する。

- (2) 「(仮称)遊佐町立小学校新校開校準備委員会」においては、以下の事項について協議する。

- ① 地域とともにある学校（コミュニティ・スクール）としての教育計画の整備
 - 社会に開かれた教育課程の編成等
- ② 学校運営支援体制の整備
 - 特別支援教育支援員、教育相談員の配置等
- ③ 校舎・校地環境の整備
 - 教室の確保、駐車場の確保等
- ④ 通学の安全の確保
 - スクールバスの適正配備等
- ⑤ 新小学校のシンボルとなるソフト面の決定と整備
 - 校名、校歌、校章、校旗、運動着等
- ⑥ 関係団体の整理と設置
 - PTA、教育後援組織、同窓会等
- ⑦ 放課後の居場所の確保等、児童の安全・安心環境の充実
 - 放課後子ども教室、放課後児童クラブ、見守り隊等
- ⑧ 空き校舎の利活用に向けた提言
- ⑨ 上記に属さない事項についても、必要に応じて協議を行うものとする。

「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」説明会の開催について

- 日時：令和元年5月16日（木） 午後7時～
 - 場所：遊佐町生涯学習センター 2階 第1・第2研修室
 - 内容：「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」の説明
- ※問／遊佐町教育委員会 総務学事係 TEL 72-5891